

特記仕様書

本仕様書は、千葉市が受注者に対し委託する「令和7年度新清掃工場周辺下刈業務委託」に適用する。

また、本仕様書は業務の基本的な内容を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても、受注者は、千葉市が業務遂行上必要と認める作業は実施するものとする。

1 委託名

令和7年度新清掃工場周辺下刈業務委託

2 履行場所

千葉市若葉区北谷津町地内（建設中の(仮称)北谷津新清掃工場隣接地）

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年10月31日まで

4 委託目的

「北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画」に基づき、「オートキャンプ場等」の整備・運営事業者を公募するにあたり、現地説明会を開催するために必要な下刈を実施するもの。

5 業務範囲及び内容 ・ ・ ・ 別紙 「位置図」、「作業範囲図」 参照

(1) 下刈（アズマネザサ等）

伐採面を地面に近い位置とすること。（可能な限り、突出した部分が発生しないように作業を行う）

(2) 発生材の処理

(1) で発生した刈草や枝葉は敷地内の複数箇所へ分けて集積する。集積場所については、現地説明会の妨げにならない場所へ集積すること。

(3) 作業実施時には作業前、作業中、作業後に写真撮影し、成果物として提出すること。

なお、撮影年月日、作業状況がわかるよう撮影（作業前中後同じ画角とする等）すること。

6 業務実施における注意事項等

(1) 作業中は常に安全を心掛け、必要に応じて安全対策を施すこと。また、歩行者、自転車及び自動車の、安全で円滑な通行を確保するよう十分配慮すること。

(2) 作業従事にあたり、熱中症対策等を必ず実施すること。

(3) 作業に当たり、現地作業日時等について千葉市と協議すること。また、作業に伴い車両の進入が必要となる場合、千葉市と事前に十分に調整すること。

(4) 本業務を遂行するにあたり必要な機材、人員、その他の経費は受注者の負担とする。

(5) 測量業務において設置されている基準点（木杭）及び境界標（石杭）は、移動や破損しないよう十分注意すること。万が一移動や破損があった場合、速やかに監督員に報告し、指示に従うこと。

- (6) 作業は、監督員の指示に従い、現地説明会の開催日（9月開催予定）までに完了できるように実施すること。
- (7) 現地説明会の実施時期が変更となった場合は、監督員の指示に従い、作業スケジュールを見直し実施すること。
- (8) これまでに下刈を実施した範囲（別紙：作業範囲図参照）と境界が分かるように、簡易的な目印を示すこと。

7 提出書類

- (1) 受注者は契約締結時及び契約締結後速やかに次の書類を提出し、着手すること。
 - ア 誓約書（契約締結時）
 - イ 契約書（契約締結時）
 - ウ 着手届
 - エ 現場代理人届
 - オ 主任技術者選任届、主任技術者経歴書
 - カ 作業計画書
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要がある場合は、ただちに変更届を提出すること。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については千葉市及び受注者双方が協議し定めるものとする。